

## 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用（営繕工事）

### 1 発注時の明示

「本工事は『中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用（営繕工事）』の対象である。」旨を発注時の設計図書に記載する。

### 2 用語の定義

#### （1）特別調達資材

新潟県土木部が公表する「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用（営繕工事）」（以下「県中東情勢運用」という。）における特別調達資材と同義とする。

#### （2）別途調達経費

県中東情勢運用における別途調達経費と同義とする。

### 3 設計変更の手続き

県中東情勢運用における「4. 手続き」の（2）から（10）に準拠する。  
なお、手続きに際し必要となる様式も同様とする。

### 4 積算方法

県中東情勢運用における「5. 積算方法」に準拠する。